

資料

平成22年11月16日

経済産業省

「中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し」及び「中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し」について

- 会計検査院は、多額の所得や資産を有する中小企業者が中小企業者への特例を受けていることに対して問題提起を行っている。この指摘は、中小企業政策の基本的考え方に照らすに、極めて疑問である。
- 中小企業基本法にも定められているとおり、中小企業政策の目的は、多様性ある中小企業の成長発展であり、単なる弱者救済ではない。創意工夫によって業績を上げ、事業を拡大したものが、将来の日本の中堅企業から大企業に育っていくことが重要。
- ひるがえって、資本金1億円以下という中小企業の定義は、予見可能性が高い基準としてこれまで40年以上にわたって安定的に運用がなされてきた。資本金以外の基準によって適用範囲に限定を行うことで、中小企業の成長発展に支障を来すことを懸念している。
- なお、検査院の調査は、検査対象税務署51のうち、29箇所が23区内や政令指定都市内の税務署であり、対象に偏りがあるようにも感じられる。例えば、会計検査院の調査では、所得10億円超企業の中小企業全体に占める割合は、1.9%であるのに対して、会社標本調査(「国税庁」)では、0.03%と相違が見られる。
- 経済産業省としては、中小企業者に不測の損失を与えたり、経営意欲を削いだりすることのないよう留意しながら、今後、税務当局と協力して中小特例の在り方について検討を行って参りたい。

「免税事業者の要件の厳格化」、「仕入税額控除制度におけるいわゆる95%ルールの見直し」及び「不正還付対応策の充実」について

- 消費税制度のうち、免税点制度、95%ルールの適用は、事業者、特に中小企業における事務負担の軽減の観点から、必要不可欠な制度。
- これらの見直しに当たっては、資料(要望にない項目等)にも「中小企業の事務負担に与える影響も勘案しつつ検討」と記載されているが、中小企業の声を踏まえ、慎重に検討を進める必要がある。
- また、仕入税額控除に関する明細書の提出義務化についても、中小企業の実態を踏まえて、検討を進める必要がある。